

厚年基金に係る最近のトピックス

～ 直近6ヶ月の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成22年9月



三菱UFJ信託銀行

目次

1.	平成21年度決算の積立状況等	…	2頁
	1. 継続基準	…	3頁
	2. 非継続基準	…	4頁
	3. 積立状況の分布表	…	5頁
2.	厚年本体運用実績	…	6頁
3.	指定基金に係る変更	…	9頁
	1. 変更の概要	…	10頁
	2. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更	…	11頁
	3. 健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和	…	12頁
	4. 回復計画の取扱いの明確化	…	13頁
	5. 掛金猶予先の取扱いの明確化	…	14頁
	6. その他の行政確認事項	…	15頁
4.	その他のトピックス	…	16頁
	1. 掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答	…	17頁
	2. 任脱一括拠出金の取扱いについて	…	18頁
	3. 平成22年度の予定利率と死亡率の改正について	…	19頁
	4. 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付の選択肢追加の取扱い	…	20頁
	5. コロガシ告示等の改正	…	21頁
	6. 育児・介護休業法改正に伴う規約変更について	…	22頁
	7. IAS19号改正の公開草案	…	23頁
5.	平成22年3月末～平成22年9月の年金ニュース	…	27頁

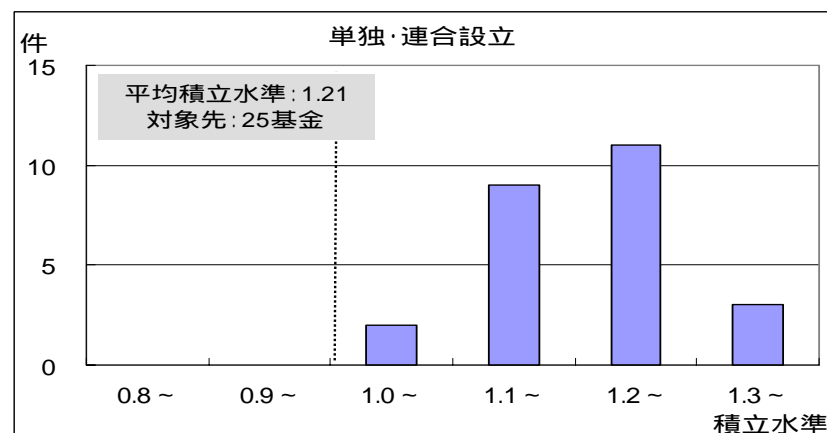
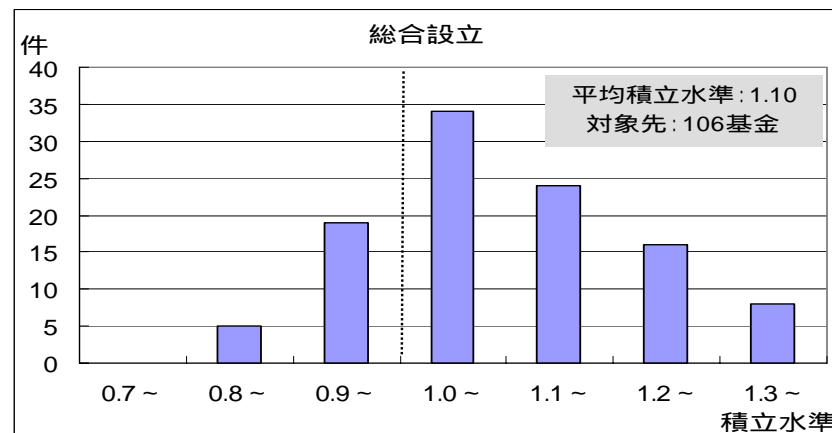
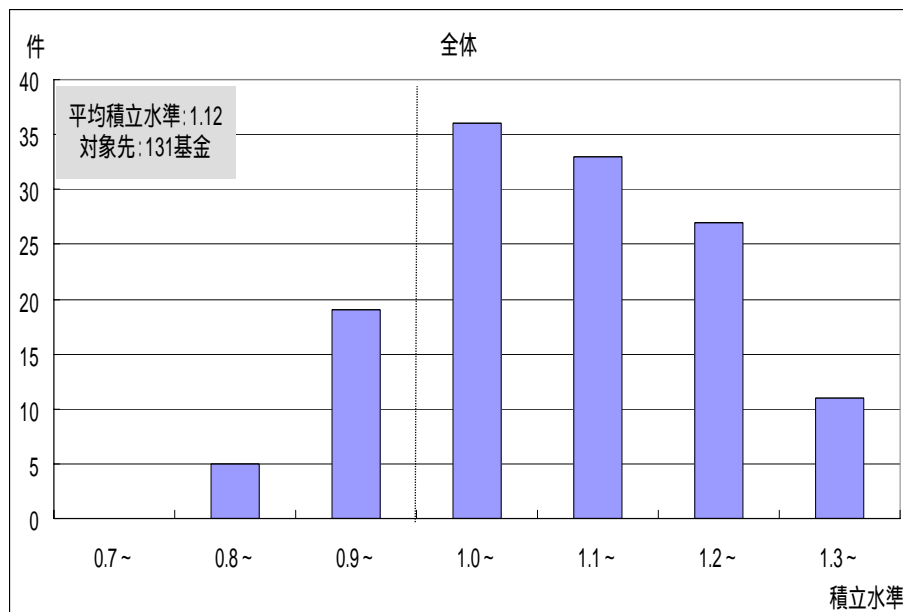
当資料は平成22年9月末現在の法令等に基づいて作成しております。

1. 平成21年度決算の積立状況等

1-1 . 継続基準

- 期ズレ解消、運用環境の好転により、継続基準の平均積立水準は1.12(前年度0.92)、基準に抵触した基金は全体の18%(前年度78%)と大幅に改善した。

継続基準の積立水準 = (純資産 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

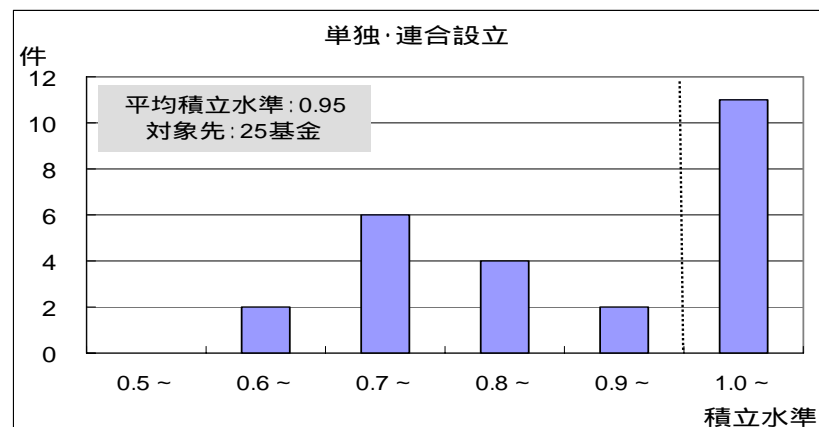
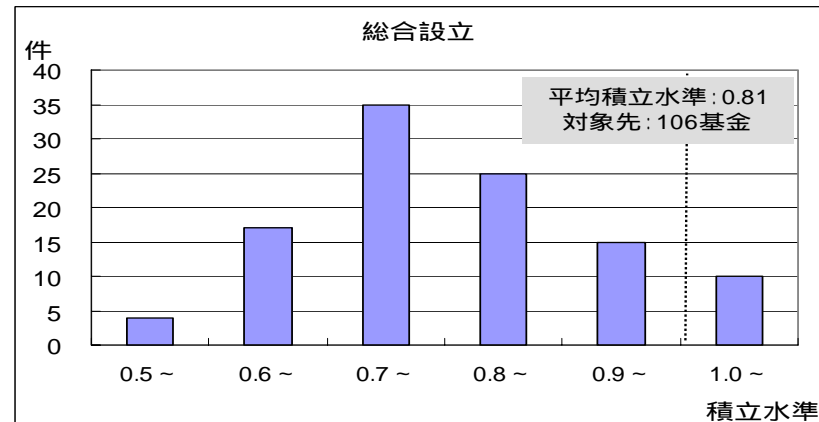
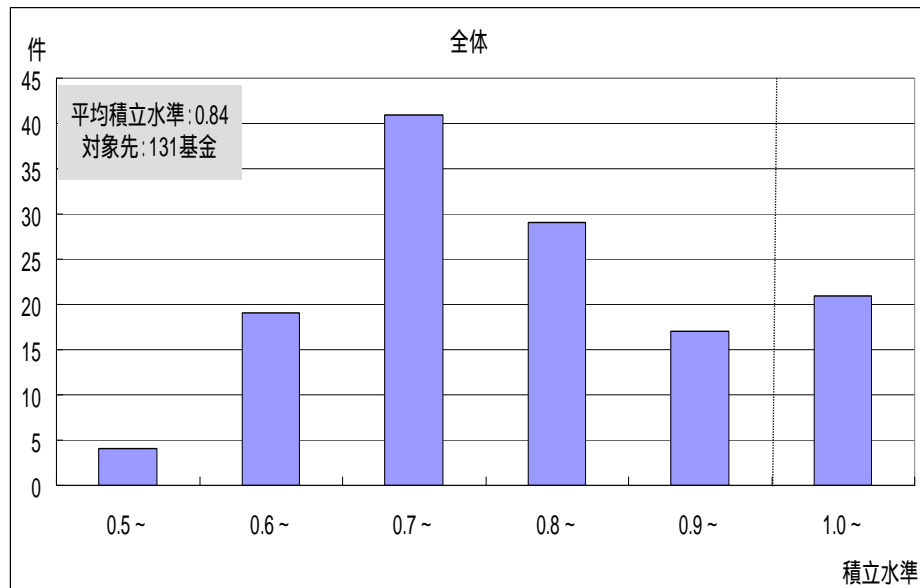


弊社総幹事131基金(総合型106基金、単独・連合25基金、将来停止先を除く)の集計全厚年基金の分布とは傾向が異なります。

1 - 2 . 非継続基準

- 非継続基準の平均積立水準は0.84(前年度0.70)、基準に抵触した基金は全体の82%(前年度94%)となった。

非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ Max(最低積立基準額 × 0.9、最低責任準備金 × 1.05)



弊社総幹事131基金(総合型106基金、単独・連合25基金、将来停止先を除く)の集計全厚年基金の分布とは傾向が異なります。

1 - 3 . 積立状況の分布表

➤ 継続基準、非継続基準ともに抵触した基金数が平成20年度は100基金(総合87、単連13)あったが、平成21年度は24基金(総合24、単連0)と大幅に減少した。

全体 件数 (割合)

継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	24 (18.3%)	0 (0.0%)	24 (18.3%)
抵触	83 (63.4%)	24 (18.3%)	107 (81.7%)
合計	107 (81.7%)	24 (18.3%)	131 (100.0%)

総合設立 件数 (割合)

継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	13 (12.3%)	0 (0.0%)	13 (12.3%)
抵触	69 (65.1%)	24 (22.6%)	93 (87.7%)
合計	82 (77.4%)	24 (22.6%)	106 (100.0%)

単独・連合設立 件数 (割合)

継続基準 非継続基準	充足	抵触	合計
充足	11 (44.0%)	0 (0.0%)	11 (44.0%)
抵触	14 (56.0%)	0 (0.0%)	14 (56.0%)
合計	25 (100.0%)	0 (0.0%)	25 (100.0%)

2. 厚年本体運用実績

2 . 厚年本体運用実績

➤ 平成21年度の厚年本体の運用実績が7.54%と公表¹された。

➤ 厚年基金への影響は以下の3点

最低責任準備金(継続基準)の算出に用いる利率²

(通知改正)

最低責任準備金³の算出に用いる利率

回復計画上の最低責任準備金の付利率

1 「厚生年金・国民年金の平成21年度収支決算の概要」

2 「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」の一部変更について(年発0810第1号)の改正

3 非継続基準に使用する期ズレありの最低責任準備金(以下同様)

影響 最低責任準備金(継続基準)の算出に用いる利率

✓ 平成21年度の継続基準における最低責任準備金(継続基準)の算出に用いる利率は、7.54%と定められた。

影響 最低責任準備金の算出に用いる利率

✓ 最低責任準備金の平成23年1月～12月に適用される利率は、7.54%に基づき、別途告示される予定。(例年12月頃)

✓ 指定基金の健全化計画においても最低責任準備金付利率を使用する。(P12参照)

2 . 厚年本体運用実績

- 平成21年度決算に基づき回復計画を策定する場合、平成24年以降の見込みとして1.42%が適用可能となった。

影響 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- ✓ 回復計画策定上の最低責任準備金の予測に用いる利率は、今後以下の、のいずれか小さい率を下回らないように定める。
厚年本体の直近5年の運用実績。ただし、当該平均値がマイナスの場合は、当該実績値に基づき合理的に見込まれる率。
厚年本体の財政検証における運用利回りの前提

< 厚生年金本体の運用実績 >

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度実績	6.82 %	3.10 %	3.54 %	6.83 %	7.54 %
過去5年平均	-				1.42 %

< 21年度回復計画策定上の最低責任準備金の付利率 >

	平成23年1月～12月	平成24年以降
付利率 (過去5年平均)	7.54 %	1.42 %
付利率 (厚年本体の前提)		1.8 %～4.1%
と の小さい方	-	1.42 %

平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提に基づく付利率

3. 指定基金に係る変更

3-1. 変更の概要

- 指定基金・健全化計画について通知改正が行われ、指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更や、健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和が行われた。
- 併せて回復計画との関係等についての行政確認が得られた。

(改正・廃止)

- 「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第178条の2に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」平成17年8月9日年発第0809001号(改正)
- 「指定厚生年金基金の指定について」平成17年9月15日年発第0915001号(廃止)

- ✓ 主な変更内容 詳細はP11～15をご参照

指定基金の判定ルールの変更

健全化計画提出期限の変更

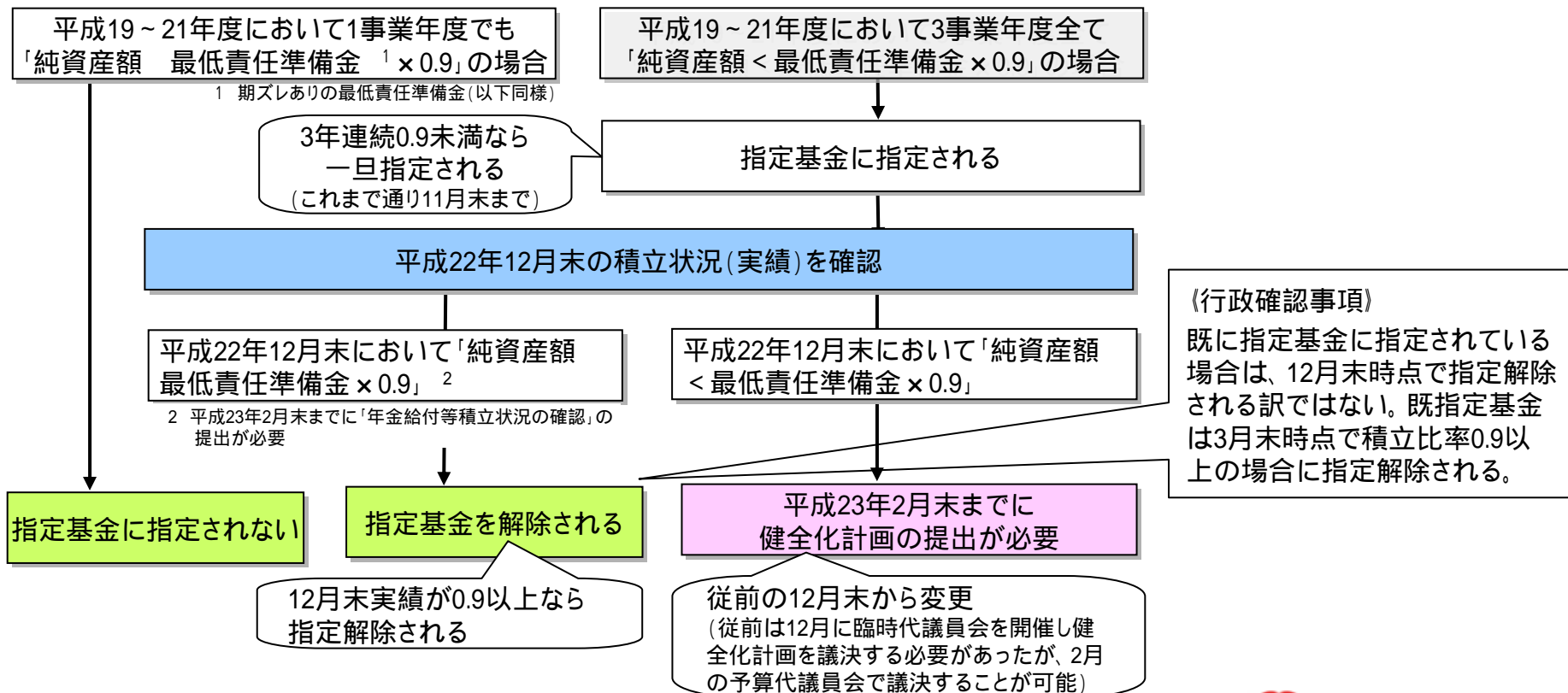
健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和

解散準備基金の取扱いの変更

3-2. 指定基金の判定ルール・健全化計画の提出期限の変更

- 従前は年度末の見込みで指定されていたものが、実績により判定(指定解除)するルールに変更となった。 (通知改正)
- 健全化計画の提出期限の変更により、臨時代議員会を開催せずとも2月の予算代議員会で議決できるようになった。 (通知改正)
- 解散準備基金も指定基金のルールを免れない。 (通知改正)

変更後の判定ルール (平成22年度に指定される場合の例)



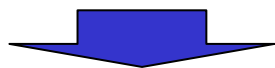
3 - 3 . 健全化計画の最低責任準備金付利率の緩和

- 健全化計画上の最低責任準備金の付利率が緩和され、「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」を用いることも可能となった。 (通知改正)
- 平成22年度に指定される場合、厚年本体の直近5年平均に1.42%を使用できるため、健全化しやすくなる。

変更前

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提によるMinV付利率 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54	1.8	1.9	2.0	2.2



変更後

< 平成21年厚年本体の財政検証における運用利回り前提 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54	1.8	1.9	2.0	2.2

OR

< 厚年本体の直近5年の運用実績の平均値 >

年(1~12月)	23	24	25	26	27
MinV付利率(%)	7.54	1.42			

1年9ヶ月期ズレ



(行政確認事項)

健全化計画においては、健全化計画策定の翌年度以降の年次報告で最低責任準備金付利率の前提を変更することはできない。

「直近の過去5事業年度の実績の平均」を用いる場合、将来厚年本体利回りが上昇した場合でも前提を変更できない点に留意が必要(回復計画はいずれか低い率を用いることが可能)。

健全化計画で1.42%の最低責任準備金付利率が使用可能となる。(但し計画期間中は同じ推計方法を継続する必要あり。)

年度(4~翌3月)	17	18	19	20	21
厚年本体利回り実績(%)	6.82	3.10	3.54	6.83	7.54
過去5年平均(%)	-				1.42

3 - 4 . 回復計画の取扱いの明確化

- 指定基金が回復計画を策定する場合、健全化計画と同じ前提を用いる必要があるとされているが、資産評価方法、最低責任準備金付利率は当該前提に含まれない。〔行政確認事項〕
揃えなければならない前提とは脱退率や掛金率等を指す。

回復計画の取扱いの明確化

< 最低責任準備金付利率の取扱い >

最低責任準備金付利率	策定時	翌年度以後	
		年次報告(健全化計画)/継続実施(回復計画)	再策定
健全化計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」のいずれか 計画中の各年度の付利率はいずれかの方法で統一要 	変更不可	? ¹
回復計画	<ul style="list-style-type: none"> 「直近の厚年本体の財政検証における運用利回りの前提」または「厚年本体の直近5年の運用実績の平均値」を下回らない率 計画中の各年度の付利率は統一しないことも可能 	変更可	変更可 ²

1 再策定は厚生労働大臣の求めにより以下の場合に行う。取扱いについては照会中。

健全化計画の再策定が必要な(厚生労働大臣が変更を求める)ケース

健全化計画書における前提が著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合

健全化計画に基づく措置を講ずることが困難な状況が生じた場合

設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

その他、厚生労働大臣が必要と認める場合

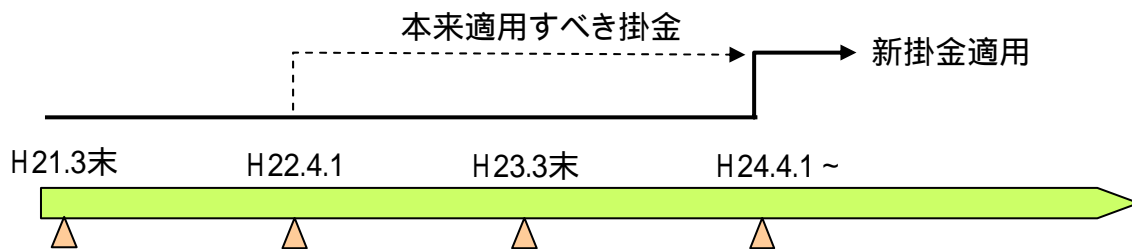
2 策定した回復計画の継続実施では回復しない場合に再策定する(行政指示を待たずに再策定を行う)。

3 - 5 . 掛金猶予先の取扱いの明確化

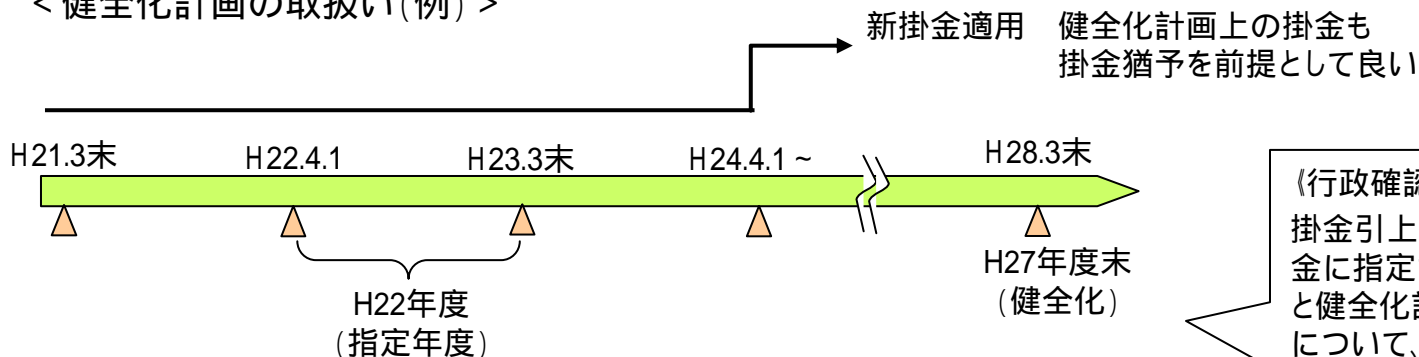
➤ 掛金引上げを猶予している基金が指定基金に指定された場合は、平成24年3月までは掛金引上げを猶予し平成24年4月以降に掛金を引上げる前提で健全化計画を策定することも可能。(その場合、平成24年4月以降の掛金を規約に定める必要はない。) (行政確認事項)

掛金猶予先の取扱いの明確化

< 掛金猶予の取扱い(例) >



< 健全化計画の取扱い(例) >



《行政確認事項》

掛金引上げ猶予明けの掛金の算定基準日は平成23年3月末であり、健全化計画策定時において実際に適用される掛金率が判明していないため、以下の取扱いとなる。

- ・標準掛金を引き上げ猶予している場合…
現行の数理上掛金に基づいた掛金
- ・特別掛金を引き上げ猶予している場合…
健全化計画の要件を満たすのに必要な範囲で上げた掛金

《行政確認事項》

掛金引上げ猶予を行う基金が指定基金に指定された場合、長期運営計画と健全化計画の前提(運用利回り等)について、必ずしも平仄をとる必要はない。

3 - 6 . その他の行政確認事項

➤ その他の事項として以下が確認された。

〔行政確認事項〕

《行政確認事項》

健全化計画の再策定について	回答
健全化計画を再策定する必要がある場合、最終年度は当初の計画における最終年度、あるいは、再策定年度の5事業年度後のいずれと考えればよいか。 回復計画と違い、最終年度を延長することはできない。	最終年度は「当初の計画における最終年度」としてください。
健全化計画の記載期間について	回答
健全化計画の「1. 財政に関する事項」、「2. 業務に関する事項」については、設立時から直近の決算まですべて記載することとなっている。 一方、毎事業年度の決算に関する書類の保存年限は10年となっている。 よって、これらの事項については、過去10年度分を記載するものと見直していただきたい。	保存年限が過ぎてしまい10年以前の書類を破棄している場合は、10年分の記載をしてください。
指定基金名の公表について	回答
過去に指定基金に指定された基金名が新聞等に公表される事例があったが、マスコミの影響により事業所脱退が増加する等、基金運営に大きな支障となることから、公表については慎重に対応されたい。	公表については検討中です。

4. その他のトピックス

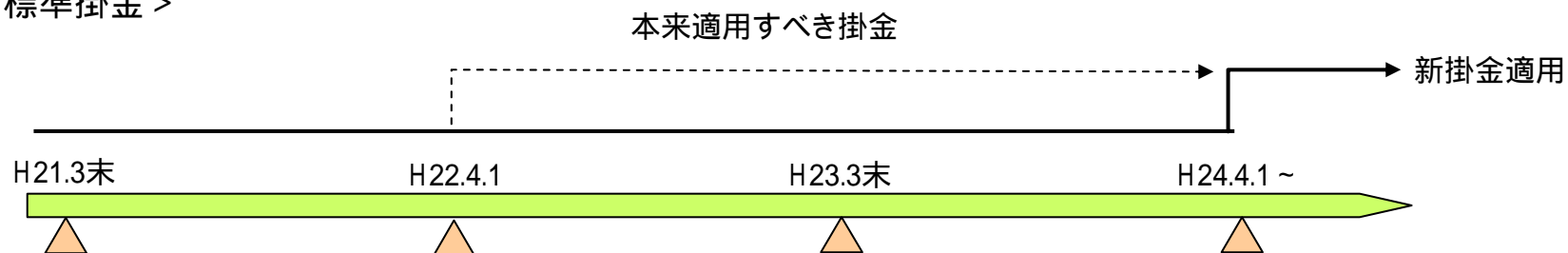
4 - 1 . 掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答

➤ 以下の内容が確認された。

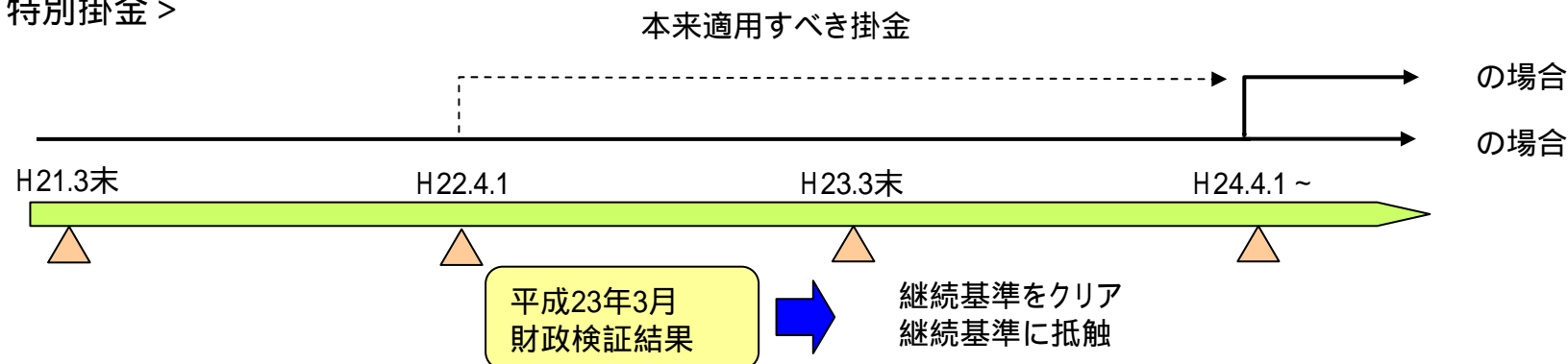
1. 標準掛金の引上げを猶予した基金は、猶予明けに標準掛金の見直しが必要。
2. 特別掛金の引上げを猶予した基金は、
直近の財政検証で継続基準をクリアした場合(財政計算不要を含む) : 掛金の見直し不要。
直近の財政検証で継続基準に抵触した場合 : 財政検証日で新掛金を算定。

(行政確認事項)

< 標準掛金 >



< 特別掛金 >



4 - 2 . 任脱一括拠出金の取扱いについて

- 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を特別掛金収入現価により算定する場合、別途積立金等の剰余を控除することはできない。 (相談事例)
- 任意脱退時等の特別掛金に関する規定が現行の法令を満たす内容となっていない基金は、なるべく早期に規約変更を行うこと。 (行政連絡事項)

(関連条文)
・厚生年金基金規則第32条の3の2

- ✓ 脱退事業所の事業主から徴収する掛金額を特別掛金収入現価により算定する場合

規約に定めることにより、「その他の継続基準上の不足額」として次の 及び の不足額のうち脱退事業所分を加算することが可能。

繰越不足金

事業所の減少に併せて掛金計算を行うと、 以外の要因で増額することとなる掛金額

別途積立金等の剰余がある場合に、その剰余額を控除することはできない。

脱退事業所の事業主から徴収する掛金額から別途積立金等の剰余分を控除したい場合には、別途積立金を取崩すことにより特別掛金を引下げた上で行うこととなる。

- ✓ 「その他の継続基準上の不足額」を加算できる場合

まず継続基準ベースか非継続基準ベースかを決定(高い方)

継続基準ベースと決定した場合にはじめて「その他の不足額」を加算することができる。

特別掛金収入現価と非継続基準上の不足額のどちらが高い額か判定する際に、あらかじめ「その他の継続基準上の不足額」を特別掛金収入現価に加算しておくことはできない。

4 - 3 . 平成22年度の予定利率と死亡率の改正について

- 平成22年度における継続基準の下限予定利率は1.3%とされた。 (通知改正)
- 非継続基準の予定利率は2.38%とされた。 (告示改正)
- また、厚年本体の財政検証に伴い、予定死亡率も改正された。 (告示改正)

(改正)

・「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号
 ・平成22年3月31日厚生労働省告示第129号

< 予定利率 >

年度	適格年金 (下限予定利率)	厚生年金基金			確定給付企業年金	
		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
			代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ 部分		
H20	1.6%	1.4%	3.10%	2.27% (1.816% ~ 2.724%)	1.4%	2.27% (1.816% ~ 2.724%)
H21	1.5%	1.5%	3.54%	2.44% (1.952% ~ 2.928%)	1.5%	2.44% (1.952% ~ 2.928%)
H22	1.3%	1.3%	6.83%	2.38% (1.904% ~ 2.856%)	1.3%	2.38% (1.904% ~ 2.856%)

(注) 非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記(例 H21年度: 4～12月 3.54%、翌1～3月 6.83%)。

< 予定死亡率の改正 >

- ✓ 予定死亡率: 厚年本体の財政検証に伴い、非継続基準の予定死亡率が改正された。(継続基準の予定死亡率は改正済)

平成22年4月1日以降を基準日とする財政計算・財政決算から適用。

4 - 4 . 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付の選択肢追加の取扱い

- 代行返上DBにおいて受給権者に旧基本プラスアルファ部分の代替給付を追加する場合について確認事項が得られた。
〔行政確認事項〕

確認事項

- ✓ 代替給付の追加規定は、原則、代行返上時のみに認める
- ✓ やむを得ず代行返上時に旧基本プラスアルファ部分の検討が行えなかった場合は、代行返上の翌日から初回の定例財政再計算による掛金の適用日までの間に規約変更を行うことが可能。
- ✓ 既に代行返上している場合は、経過的に平成24年3月31日までに規約変更することも差し支えない。



厚生労働省より再度連絡あり (平成22年9月27日)

- ✓ 上記確認事項を含め詳細は省内で検討中であり、変更となる可能性があるとのこと。
(取扱いの詳細については行政照会予定)

4 - 5 . コロガシ告示等の改正

- 代行部分の連合会への移換現価率が3.2%から4.1%に変更されたことを受け、コロガシ告示が改正された。

(告示改正)

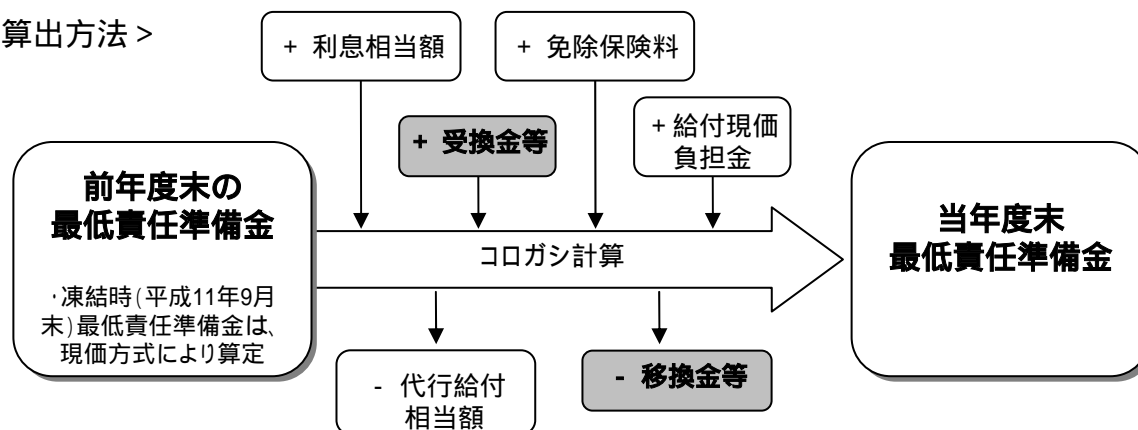
(改正)

・平成22年3月31日厚生労働省告示第130号

- ✓ 厚年本体の財政検証に伴い、厚年本体の運用見込みが3.2%から4.1%に変更され、代行部分の移換現価率等一連の手当てがなされた。
- ✓ これを受け、コロガシ告示の書き振りが修正された。

ご参考

< 最低責任準備金の算出方法 >



< 移換現価率の変更に関する告示 > (平成22年1月発出)

告示発出

- ✓ 基本部分の連合会への資産移換額の算出:
「代行部分の年金額 × 移換現価率 (告示で設定) + 基本プラスアルファ部分の年金額 × 移換現価率 (連合会規約で設定)」
- ✓ 移換現価率 の予定利率(3.2% 4.1%)・死亡率の見直しにより、代行部分の移換額は減少する。

4 - 6 . 育児・介護休業法改正に伴う規約変更について

- 法改正に伴い育児・介護休業の範囲が拡大されること等に伴い就業規則等が変更されるが、そのため規約の変更が必要なケースがあるとされた。 〔行政確認事項〕

規約変更の要否

- ✓ 基本部分：
厚生年金保険法の取扱いに準拠することによるため、規約変更は発生しない。
- ✓ 加算部分：
総合基金など基本部分と同じ取扱いをしている場合には規約変更は不要であり、それ以外は以下の取扱いとなる。

法改正前の規約における育児・介護休業期間の取り扱い	法改正により新たに導入される育児・介護休業期間等の規約での取り扱い	規約変更の要否
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除している	控除しない	不要(引用する規程の名称、有効日、控除する期間の名称等を変更する場合は、要)
	控除する	要
育児・介護休業期間を加入者期間等から控除していない	控除しない	不要
	控除する	今回の法改正による取り扱いの対象外

労働協約等の規定の条文を変更をしていないが法律上の定義が変わることにより労働協約等の内容が変更となる場合は、規約に引用した協約等の有効日の変更に係る規約変更手続き(届出)が必要

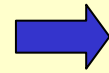
- ✓ 届出が必要：
実質的な変更はないが、規約の文言のみ変更が必要なケース
参照条文等の変更。規約上の文言の修正が不要な場合は規約変更不要。
- ✓ 承認・認可が必要：
基金加入者期間・給付額算定期間から育児・介護休業期間を除外しているため、加入者期間・給付額算定期間が変更となるケース

4-7 . IAS 19号改正の公開草案 ~ 給付債務・制度資産の変動の即時確認 ~

➤ 平成22年4月28日、国際会計基準委員会からIAS 19号(従業員給付)改正に関する公開草案が公表された。

➤ 主な改正内容は以下の通り。

給付債務・制度資産の変動の即時認識
給付費用の構成要素毎の分解表示
開示の拡充

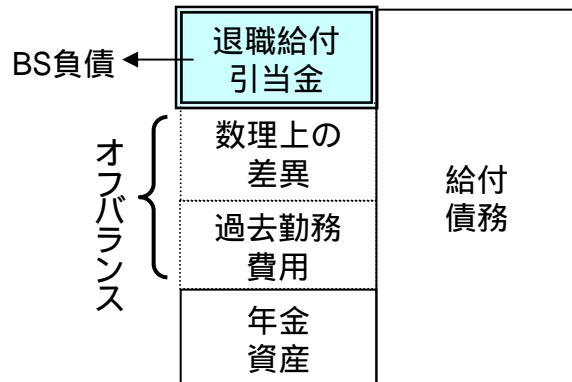


複数事業主制度については
開示の拡充化が図られた。
(会計処理方法は変更なし)

給付債務・制度資産の変動の即時認識

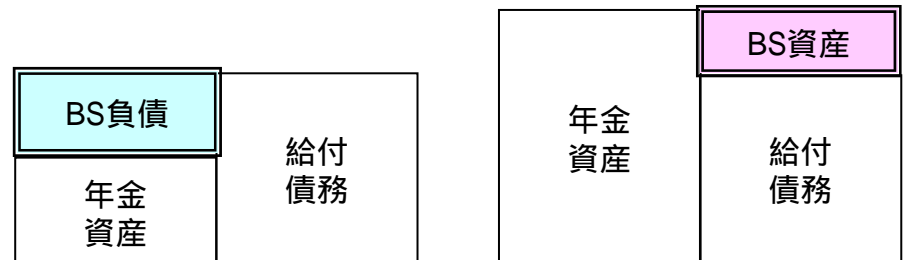
- ✓ 給付債務・制度資産の変動を発生した期に即時認識。
- ✓ 積立不足の場合はバランスシートの負債に、積立超過の場合は資産に計上する。
積立状況がバランスシート上で明確になる。

< 現行 >



< 公開草案 >

積立状況をバランスシート(BS)に計上



積立不足の場合
BSに負債計上

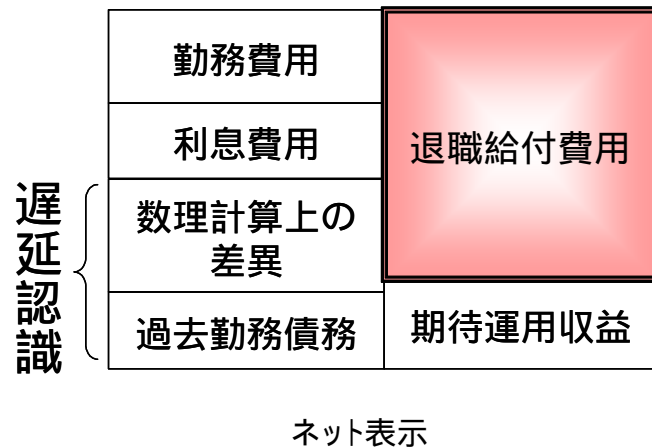
積立超過の場合
BSに資産計上

4-7. IAS 19号改正の公開草案～費用の構成要素毎の分解表示～

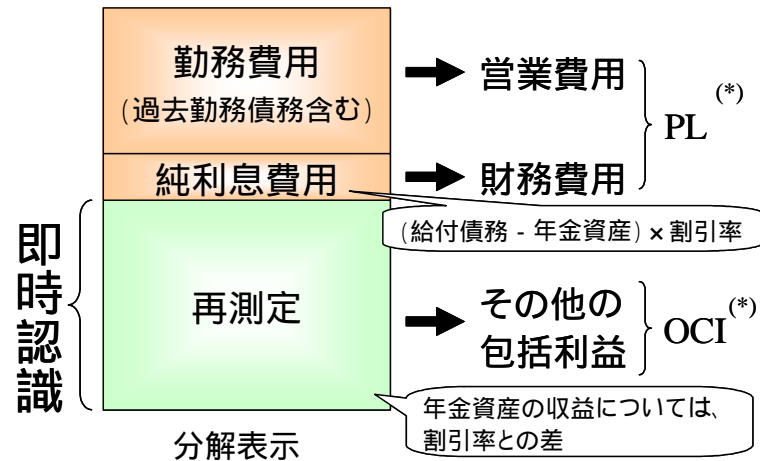
- 退職給付費用は、3要素に分解して表示。
- 3要素のうち人件費に計上するのは勤務費用のみ。
- 給付債務・年金資産の変動は当期純利益に計上しない。

給付費用の構成要素毎の分解表示

< 現行 >



< 公開草案 >



(*) PL: Profit or Loss、OCI: Other Comprehensive Income (その他の包括利益)

4-7. IAS19号改正の公開草案～複数事業主制度に係る開示項目の拡充～

- 会計処理方法によらず、制度全般に関する情報の開示を拡充。
- 掛金建て制度の会計処理を行う場合には、向こう5年間の予測掛金等の開示を追加。

開示の拡充

加入している複数事業主制度の開示(会計処理によらず開示)

- (a) 制度の積立方針、掛金の決定方法、積立に関する規制の内容
- (b) 他の加入企業の債務を負担する可能性の有無
- (c) 制度全体の加入者数、受給者数、待期者数と当該企業の比率
- (d) 制度終了時または制度脱退時の積立超過(不足)の処理に関する規定

今回全て追加

(複数事業主制度; 給付建制度の会計処理を行う場合)

通常の給付建制度に適用される開示が必要

(複数事業主制度; 掛金建制度の会計処理を行う場合)

当該制度が給付建制度である旨
給付建制度として会計処理を行うための十分な情報が入手できない理由
積立超過(不足)が将来の掛金に影響を及ぼす場合、積立超過に(不足)に関する情報
向こう5年間の予測掛金、予測掛金算定に用いた前提 等

従来どおり

が追加

(ご参考) 米国会計基準における複数事業主制度に係る開示項目の拡充(公開草案)

- IAS19号(前頁)とは別に、米国基準においてもIAS19号の複数事業主制度の開示と同様の公開草案が公表された(平成22年9月1日)。
- 適用時期は2010年12月15日以降に終了する事業年度から(IAS19号の改正よりも前倒し)。

< 公開草案の目的 >

- ✓ 開示の充実による透明性の確保(会計処理の変更ではない)

< IAS19号(前頁)と同様の内容である理由 >

- ✓ IAS19号改正が米国基準と国際会計基準のコンバージェンス(共通化)プロジェクトの一貫として進められているため

< 公開草案の日本への影響 >

- ✓ 米国基準を採用している我が国の3月決算企業では、2011年3月期から新たに開示を行う必要がある。
- ✓ 今後の日本基準見直しの議論に影響が及ぶ可能性あり。

5. 平成22年3月末からの年金ニュース

平成22年3月末～22年7月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年3月	・平成22年度の予定利率と死亡率の改正について 【厚年、DB】 (No.206)				
	・適格退職年金の下限予定利率の改定について【適年】 (No.207)		()		
平成22年4月	・平成22年度の下限予定利率改正について【厚年】 (No.208)				
	・コロナ告示等の改正【厚年】 (No.209)				
	・厚年本体21年度運用実績(推計値)【厚年】 (No.210)				
	・IAS19号改正の公開草案公表【厚年、DB】 (No.211)				
平成22年5月	・育児・介護休業法改正に伴うDB規約の変更について 【DB】 (No.212)			()	
	・掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答【厚年、DB】 (No.213)				
	・DB簡易基準の見直しに係る意見募集開始(省令改正) 【DB】 (No.214)	()			
平成22年6月	・育児・介護休業法改正に伴う規約変更について 【DB・厚年】 (No.215)				
平成22年7月	・DB年金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等【DB】 (No.216)				
	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～ 速報～【厚年】 (No.217)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成22年7月～22年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
	・指定基金の判定、健全化計画についての行政確認事項(通知改正)【厚年】 (No.218)				
	・指定基金の判定、健全化計画について意見募集開始(通知改正)【厚年】 (No.219)				
平成22年8月	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～全体版:速報～【厚年】 (No.220)				
	・任脱一括拠出金の取扱いについての「相談事例」発出【厚年】 (No.221)				
	・平成21年度の厚年本体利回り(確定値):7.54%【厚年】 (No.222)				
	・厚年基金の平成21年度(H22.3末)決算の積立状況等～全体版:確報～【厚年】 (No.223)				
平成22年9月	・指定基金の判定、健全化計画等についての行政回答【厚年】 (No.224)				
	・代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い【DB、厚年】 (No.225)				
	・指定基金の判定、健全化計画についての通知改正【厚年】 (No.226)				
	・DB簡易基準の見直しに係る省令改正【DB】 (No.227)	()			
	・【続報】代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い【DB、厚年】 (No.228)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))